

令和元年10月16日  
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）  
株式会社東北エコシステムズ
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地  
秋田県秋田市山王三丁目1番7号東カンビル
- (3) 許可の種類及び許可番号  
産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00504079832）
- (4) 行政処分の内容及び理由  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取り消し  
対象者は、令和元年10月7日に秋田地方裁判所において破産手続開始が決定された。  
このことは、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当し、法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可取消事由に該当するため。
- (5) 行政処分の年月日  
令和元年10月16日